

# KITAHAMA<sup>+</sup>

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

Vol. 21

2024 AUTUMN

北浜法律事務所  
KITAHAMA PARTNERS  
クライアントとともに。

特集

# 九州 LEGAL TREND by 福岡事務所



原田 康太郎  
パートナー弁護士

薬師寺 伊央  
弁護士

高倉 慎二  
弁護士

堀内 雅臣  
弁護士

松嶋 秀真郎  
パートナー弁護士

佐野 俊明  
パートナー弁護士

秋山 美華  
外国法事務弁護士

山口 大輔  
弁護士

川瀬 春花  
弁護士

敷地 健康  
パートナー弁護士

田代 航洋  
弁護士

法務 Troubleshooting  
九州経済の国際化とCISG

ビジネスパーソンの休憩時間  
九州と鶏の生食文化

九州一円をカバーする、福岡事務所の事業承継。  
親族内承継も従業員承継も社外承継も、  
幅広い知識と経験が必要。



大阪事務所

〒541-0041  
大阪市中央区北浜1丁目8番16号  
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)  
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005  
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号  
サピアタワー

TEL: 03-5219-5151 (代表)  
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018  
福岡市博多区住吉1丁目2番25号  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)  
FAX: 092-263-9991

## KITAHAMA PLUS 定期便へのご登録

KITAHAMA PLUS は、弁護士法人 北浜法律事務所がお届けしているフリーマガジンです。  
企業にプラスになるリーガル情報をコンセプトに、年4回発行しています。  
定期便(新刊の毎号配送)をご希望の方は、ホームページよりご登録ください。※定期便の購読は無料です



特集

# 九州 LEGAL TREND

by 福岡事務所

地域や人間関係を重んじる九州の地は、  
北浜法律事務所の所風とも相通ずるものがあります。

経済成長著しい福岡で  
法的サービスを通じて経済発展に関与している  
弁護士たちの座談会です。



コーポレート・会社法/M&A/証券市場  
ベンチャー法務・IPO/不動産

弁護士 敷地 健康

ファイナンス/ベンチャー法務・IPO  
M&A/事業再生・倒産

弁護士 佐野 俊明

M&A/コーポレート・会社法  
争訟・紛争解決/事業再生・倒産

弁護士 堀内 雅臣

# KITAHAMA<sup>PLUS</sup>

message

装いを新たにしたKITAHAMA PLUS。  
今号では、九州リーガルトレンド～福岡事務所特集をお届けします。

天神ビッグバンなど100年に一度といわれる大規模開発が行われている福岡、  
半導体世界大手の台湾TSMCによる工場進出で沸く熊本など、  
九州は、近年ビジネスの話題に事欠かない経済エリアです。

福岡事務所はこの地で早18周年。  
今では九州一円をカバーする法律事務所になりました。  
現地で日々、企業法務を支える弁護士たちの生の声をお楽しみください。



弁護士法人北浜法律事務所 代表  
北浜グループ CEO

森本 宏





フィスビル等の開発や公共施設の整備、再生可能エネルギーを活用する発電設備の設置など、プロジェクトファイナンスの仕組みで資金調達することが多くなっているような印象です。

**堀内** 私も、佐野先生とは事業再生や再生可能エネルギー関連で一緒に事件を担当しておりますが、弁護士としての広い視野や、新しい法分野の知見が常に求められている領域だと感じています。ファイナンスや再生案件とも関連してきますが、私はM&A分野の案件を多く取り扱っています。東京の企業法務系の法律事務所からキャリアをスタートし、日本政策投資銀行のM&Aアドバイザー部門にも合計3年ほど出向するなどM&Aに注力してきましたが、福岡事務所に移籍して以降も、九州エリアを中心に多くのM&A案件に関与しております。これは全国

的な傾向かもしれませんが、最近では事業承継に関連するM&Aが多く、貴重な技術や人材を有している地域の企業が、親族や社内後継者がいない場合に、M&Aという手段で、同業他社やファンドに会社・事業を承継するというケースに多数携わっております。九州は、地域や人的関係を重んじる企業が多いように思われ、買手と売手・従業員が信頼関係を構築できるかというソフトな側面も重要なファクターであると感じています。

**敷地** 福岡事務所では、各弁護士が自らの得意分野を見つけ、それぞれ専門性を磨いており、企業法務に関連する分野であれば幅広く対応できる体制となりつつありますね。

**堀内** さて、最近の福岡・九州エリアでは、天神ビッグバンの本格化や、台湾の半導体製造企業TSMCの熊本県への進出など、経済的にポジティブな出来事が多いように思います。佐野先生はこれらについて業務を通じた実感はありますか。

**佐野** 福岡市では、天神ビッグバン及び博多コネクティッドにより、多くのビルの建て替わりが実現しつつあります。私もいくつかの再開発案件に弁護士として関与させていただいていますが、複雑な仕組みを用いたファイナンス案件もあり、金融機関の担当者



地域密着、豊富な実務経験、対応スピード。頼りがいのある法律事務所でありたい。

**堀内** 北浜法律事務所福岡事務所は、今年で開設から19年目となりますが、開設以来、企業に纏わる各種相談、M&A、ファイナンス、IPO支援など、いわゆる企業法務分野を多く取り扱ってきました。現在、九州エリアの企業を中心とするクライアントの皆様から様々なご依頼を頂戴しています。開設当初は唯一の常駐弁護士であった敷地先生は、これまで、どのような案件、業務を取り扱ってききましたか。

**敷地** 福岡事務所は、東京や大阪に拠点がある法律事務所としては、福岡での先駆けでしたので、開設当初から、その利点を活かした業務を行ってききました。福岡・九州のような地方にあって、規模が大きく専門性が高い案件を福岡事務所受任できる強みがありました。当初は、他拠点のサポートを多く受けましたが、現在の福岡事務所は12人の弁護士が在籍していますので、大型案件や専門性が高い案件であっても福岡事務所だけで対応できるケースが増えています。私自身は、金融機関や監査法人等とのつながりもあり、一般的な企業法務のほか、IPO支援や、地場の上場会社のコーポレート案件を多く取り扱ってききました。これまでに福岡市を中心に8社のIPOに関与し、また、上場会社やその子会社のお客様は福岡事務所で20社を超えるよ

うになりました。中小企業や中堅企業のお客様も増えていきます。他にも、M&A、ファイナンス案件、建築・不動産案件、労務案件など、各専門分野において弁護士が活躍しており、福岡事務所の総合力が増してきたと感じています。

**堀内** 敷地先生を中心に、企業法務の各分野の専門性を高めてきたということですね。佐野先生はどのような分野が多いでしょうか。

**佐野** 私は、金融業界において、弁護士になる前は事業再生案件の、弁護士になった後はファイナンス案件の実務経験をそれぞれ積んできた関係で、福岡事務所に移籍後も、事業再生関連やファイナンス関連の案件に携わることが多いです。事業再生案件では、事業価値の毀損を可能な限り防止する観点から、私的整理手続を進めることを基本線としつつも、資金繰りなどにより難しければ、民事再生手続を活用することになります。調整すべき利害関係者が多岐にわたったり、一方でスピード感も求められるため、弁護士としての総合力が試される分野と想っています。また、ファイナンス関連では、不動産ノンリコースローン案件、PFI案件、再生可能エネルギー案件など様々なプロジェクトファイナンスを取り扱っております。九州エリアにおいても、オ

皆様と何度も協議を重ねて契約書の作りこみを行いました。急速に変貌を遂げつつある福岡市のまちづくりリアリティタイムで関与できていることに、非常にやりがいを感じております。

**堀内** まさに地域経済に連動した案件に携わられているということですね。九州エリアの経済活性化や、コロナ禍からの回復を契機として、M&A案件も増えてきているように感じます。特に、様々な業種で慢性的な人手不足という課題があるため、人材確保一つの目的としたM&Aも多いように思います。敷地先生は、地域経済の動きを

どのように感じていますか。

**敷地** 天神ビッグバンなどここ数年の福岡市の発展ぶりや、TSMCの熊本進出による周辺への経済的効果の波及など、九州を巡る経済情勢の変化には目を見張るものがあります。関連するご相談も多くお受けしており、私たちの業務も地域経済に密着していることを強く感じています。そして、開設以来、福岡事務所は地域の多くの皆様に支えられて成長することができました。これまでの恩返しも含め、更なる地域の発展に向け、法的サービスを通じた貢献を続けていきたいと思っています。

敷地 健康 弁護士

福岡市出身。九州・沖縄地区を中心に、会社法、M&A、コンプライアンス指導、IPO支援を中心とした企業法務を取り扱い、訴訟・交渉案件にも対応する。金融機関のほか、製造業、小売業、不動産業、情報通信業、運送業、ホテル・飲食業、人材派遣業など幅広い業種で実績を有する。上場会社、IPO準備会社の社外役員のほか、地方自治体の外部有識者委員を務める。



佐野 俊明 弁護士

金融機関での実務経験を活かし、ファイナンス分野（特に、不動産ノンリコースローン、再生可能エネルギー、PFIなどのプロジェクトファイナンス）を中心に取り扱う。また、組織再編やM&Aにおける法務デューデリジェンス、私的整理・法的整理による事業再生案件の取扱いも多い。近時はスタートアップ支援にも注力している。



堀内 雅臣 弁護士

東京都内の弁護士事務所勤務し、2022年2月より福岡事務所に入所した。これまで、M&Aや企業法務全般、紛争案件に幅広く従事してきた。特にM&A案件（株式譲渡、事業譲渡、会社分割等）を得意とし、日本政策投資銀行の企業戦略部に3年間出向し、弁護士としてだけでなく、フィナンシャルアドバイザーとしても多くの案件を担当した。M&A案件を含む全ての案件において、お客様との信頼関係の構築を重視し、常に頼っていただける存在を目指している。





Relay column

九州一円をカバーする、福岡事務所の事業承継。

# 親族内承継も従業員承継も 社外承継も、 幅広い知識と経験が必要

優秀な事業を  
承継することは  
日本経済にとっても  
非常に有益です



川渕 春花 弁護士 Haruka Kawabuchi

福岡市出身。福岡県立福岡高等学校、九州大学卒。九州大学法科大学院修了。訴訟対応及び法律相談の法務から、事業承継、M&A、事業再生、ベンチャー企業の資金調達、不正調査など、幅広く案件を担当している。

Profile



帝国データバンクが全国・全業種約27万社を対象に実施した調査によると、後継者が「いない」、または「未定」とした企業は14.6万社(全国の後継者不在率53.9%)に上ります<sup>※1</sup>。九州では、福岡県(57.9%)、大分県(62.9%)、長崎県(59.6%)、沖縄県(66.4%)が全国平均を上回っており、深刻な状況となっております。

全国の後継者不在率は2018年から改善傾向にありますが<sup>※2</sup>、「子どもがない」「子どもに継ぐ意思がない」「適当な後継者が見つからない」といった後継者不在は廃業理由の約3割を占めており<sup>※3</sup>、事業承継のニーズは依然として高いものと思われま

す。事業承継は、承継先によって、親族

内承継、従業員承継、M&A(社外への承継)に大別されます。親族内承継であれば相続問題の検討や信託の可否、従業員承継であればスキーム構築や代表者保証の承継の要否など、幅広い知識と経験が必要となります。また、それだけでなく、九州の経営者の方は、実際に会って話をすることで信頼関係をうまく築くことができることも多いです。

福岡事務所では、事業承継を専門とする弁護士が在籍しており、九州一円をフットワーク軽くカバーできる体制が整っております。

※1 株式会社帝国データバンク「特別企画:全国「後継者不在率」動向調査(2023)」<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p231108.pdf>  
※2 中小企業白書2024 117頁 ※3 中小企業庁HP「事業承継を知る」[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/known\\_business\\_succeasion.html](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/known_business_succeasion.html)

Have a little break

## ビジネスパーソンの休憩時間

### 九州と鶏の生食文化

九州以外の土地で、鶏の生食は珍しいと聞きます。九州では、鶏刺しやタタキといった鶏の生食文化が身近にあり、生の鶏に目がない私自身、事務所の近くのスーパーで鶏タタキと塩むすびを買って昼食を取るといことがよくあります。また妻の実家がある宮崎県は、鶏刺しが郷土料理として深く根付いており、帰省する度に欠かさず鶏刺しと鶏タタキを嗜みます。柔らかい若鶏も良いのですが、私は歯応えがあり鶏本来の味も強い親鶏が好みます。ニンニク、生姜、葱といった薬味に九州特有の甘い醤油やタレを合わせれば、箸が止まらない逸品の完成です。



松嶋 秀真郎 弁護士 Hidemaro Matsushima



Profile



松嶋 秀真郎弁護士の

オススメ  
グルメ



法務 Troubleshooting

## 九州経済の国際化とCISG

File / 21

### 1 | 九州経済の国際化

九州の域内総生産額は約48兆円(令和元年度)であり、オーストリア(世界29位)と同等の経済規模を有しています(経済産業省・九州経済産業局「九州のビジネス・投資環境-主要産業、経済・貿易データ-」(2023年3月更新))。九州においては、広い土地、清廉な水等を背景に、半導体関連産業や自動車産業が主要産業となっており、それらの産業を中心として輸出額も増加傾向です。

実際に九州の企業を当事者とする係争事案でも問題となることがありますが、上記のような産業に関する各種物品の輸出入に関しては、国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約。United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods。以下「CISG」といいます。)の適用に注意する必要があります。

### 2 | CISGの適用に関する留意点

CISGは1988年1月1日に発効した条約で、2024年8月1日現在、日本(2008年加盟)を含む97か国が加盟しており、異なる加盟国に営業所を有する事業者間の物品売買契約等に適用されます。

CISGは少なからず日本法とも共通する内容を含むものの、要件や効果には当然ながら差異が存在します。また、CISGの解釈や適用結果を検討するにあたっては、日本法に係る裁判例ではなく、CISGを適用した裁判例や仲裁例を参照する必要がありますが、CISGに係る紛争の法廷地は様々であり、その評価や先例的価値の判断は容易ではありません。そのため、契約に基づくリスクをコントロールする観点からは、契約上でCISGの適用を明示的に排除することも検討されるべきと考えます。

なお、当事者間の合意によりCISGの適用を排除することは(一部の条項を除き)可能ではあるものの(CISG第6条)、「準拠法は日本法とする。」等の簡素な規定だけでは、一般にCISGの適用は排除されないと解されています。CISGの適用を確実に排除する観点からは、明確にCISGの適用を排除する旨規定することが重要ですので、国際的な物品売買を実施される際にはご留意ください。

高倉 慎二 弁護士

Shinji Takakura

福岡市出身。福岡県立筑紫丘高校、九州大学卒。分野を問わず訴訟・交渉案件を多数担当するほか、エネルギー分野や飲食・ホテル業に関わる法律相談、各種契約書(和文・英文)のレビュー、破産・再生案件、税務調査対応等に幅広く関与している。近時は九州に拠点を構える企業による国際的な取引のサポートにも注力している。



Profile

